平成２３年（フ）第３７９号
岐阜県各務原市那加桐野町３丁目36番地　メゾンエスポワール105号
債務者　徳丸　行則
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３９１号
岐阜市大池町34番地
債務者　青木　有香
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１０７３号
名古屋市北区金城町４丁目65番地の３
債務者　小玉　理恵
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３５３号
兵庫県相生市那波野２丁目17番18号、従前の住所兵庫県相生市双葉２丁目９番19号
債務者　中山　廣道
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３５４号
兵庫県相生市那波野２丁目17番18号、従前の住所兵庫県相生市双葉２丁目９番19号
債務者　中山つや子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３５５号
兵庫県相生市那波野２丁目17番18号、従前の住所兵庫県相生市双葉２丁目９番19号
債務者　中山　智史
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４５３号
兵庫県加古川市加古川町粟津1006番地　シャルム加古川201号
債務者　高田　　始
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４７９号
兵庫県赤穂郡上郡町井上４番地、従前の住所兵庫県赤穂郡上郡町高田台１丁目６番３
債務者　田淵　妙子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４９５号
兵庫県加古川市加古川町本町181番地の５、従前の住所大阪府八尾市南木の本６丁目39番地の１
債務者　都築貴代美（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第８４８号
広島市安佐南区相田７丁目50番13号、申立時の住所広島市安佐南区高取南１丁目12番21号
債務者　奥田　美佳（旧姓冨・佐々木）
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９３２号
広島市西区井口４丁目２番44―401号
債務者　八木真由美
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２７号
山口県防府市千日１丁目５番31号
債務者　林　　陽子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
北海道苫小牧市澄川町４丁目21番４号
債務者　大和　憲昭
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第６７号
秋田県鹿角市花輪字狐平20番地
債務者　石井美保子（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第６９号
秋田県北秋田市本城字御嶽103番地１
債務者　菊池　　高
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第９１号
群馬県桐生市相生町１丁目195番地の７
債務者　勅使川原愛子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第２９４号
山梨県南アルプス市飯野2742番地２
債務者　中澤　利浩
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係